

平成 2 3 年 1 1 月定例会

総務委員会説明資料

徳 島 県 警 察 本 部

目

次

提出予定案件	1
1 その他の議案等	1
（１） 条例案	1
ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
イ 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
（２） 専決処分の報告について	3
ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	3

提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

平成23年11月4日付けの人事委員会勧告を鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

- ・ 給料表について、50歳台を中心に40歳台以上について給料月額を引き下げることとする。
- ・ 職員の所有する住宅に係る住居手当を廃止することとする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

イ 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

国及び他の都道府県との均衡並びに東日本大震災に係る災害警備等の業務の特殊性に鑑み、警察職員が当該業務に従事した場合の災害警備等手当の特例を設ける必要がある。

(イ) 改正の概要

改正項目	支給区分	手当額（日額）
原子力発電所関係	警戒区域における作業	
	屋外作業	20,000円
	心身に著しい負担を与える屋外作業	10,000円
	上記以外の屋外作業	2,000円
	屋内作業	
	避難指示区域又は計画的避難区域における作業	
	屋外作業	5,000円
	屋内作業	1,000円
	屋内退避区域における作業	
	屋外作業	2,500円
手当額の加算	災害警備、遭難救助等の作業に引き続き5日以上従事した場合	1日につき 840円加算

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和 解 の 相 手 方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
徳島市在住 1 名 同 所在 1 法人	908,795円	平成23年 7月 1日	小 松 島 市 地 内	平成23年11月 9日	人 身	小 松 島 警 察 署
		捜査用車両が渋滞のため停車した前車に追突したもの				
板野郡北島町在住 1 名	109,410円	平成23年 8月 5日	徳 島 市 地 内	平成23年11月 9日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		公用二輪車が転倒し、左折のため停車していた前車に追突したもの				
徳島市在住 1 名	52,500円	平成23年 8月 7日	徳 島 市 地 内	平成23年11月 9日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		公用二輪車が右側車線に進路変更した際、同車線を進行していた車両と接触したもの				
鳴門市在住 1 名 愛知県名古屋市中村区ほか所在 2 法人	1,061,550円	平成23年 8月25日	鳴 門 市 地 内	平成23年11月 9日	人 身	鳴 門 警 察 署
		捜査用車両が信号のため停止した前車に追突したもの				
徳島市在住 1 名	31,500円	平成23年 9月 5日	徳 島 市 地 内	平成23年11月 9日	物 損	交通部運転免許課
		路上試験用の大型バスが対向車を避けようとして民家ブロック塀に接触したもの				
計	2,163,755円					